

令和4年度第1回大磯町個人情報保護制度運営審議会 会議録

日 時：令和4年6月23日（木）

午後2時00分から午後4時00分まで

場 所：大磯町役場本庁舎4階第2委員会室

出席者：審議会委員 安達和志会長 金子匡良副会長 笠間友博委員
事務局 佐野政策総務部長 総務課 宮崎課長 宮代係長
佐藤主任主事 山田主任主事

傍聴者 0人

内 容：

1 開会

2 挨拶

- ・委員から挨拶
- ・事務局紹介
- ・審議会資料確認

※審議会規則第3条第1項の規定により、以後の議事進行は、安達会長

- ・委員全員の出席があり、審議会規則第3条第2項の規定により会議成立
- ・会議録の作成説明（要点筆記とし、発言者個人名を記載しない。）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開と決定

※傍聴者 なし

3 議題 個人情報保護に関する法律の改正について

(1) 個人情報開示請求における不開示情報の情報公開条例との整合性について

ア 概要説明

事務局より資料に基づき説明

イ 質疑応答

【会長】

情報公開条例との整合性について、検討いただきました。結論としては、多少のズレはあるけれども、基本的には解釈でカバーできるということで、新たに条例で付け加えるものはないということです。基本的に解釈でカバーできる範囲であろうと、他の自治体でもそういう結論になっているところも多いので、

さほど問題はないかと思えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

特にご異議はないということで、事務局の意見のとおりと審議会としては考えます。

(2) 開示決定期限について

ア 概要説明

事務局より資料に基づき説明

イ 質疑応答

【会長】

現行の条例では、開示請求した場合の決定期限として、開示請求があった日から起算して15日以内とし、延長の必要があった場合には、請求があった日から起算して30日以内とあり、開示15日+15日の30日を延長期間としているということです。これに対し、今般の個人情報保護法では、法第83条では、開示請求があった日から30日としている。条例でこれより短くすることはできますが、長くすることはできません。延長期間については、当初の30日+30日の最大60日まで延長できることとなっておりますが、国の指針ですと、当初の期限を短くした場合、そこからプラス30日なので、仮に開示決定を15日とした場合、プラス30日の45日以内とするという理屈です。それが合理的かは疑問ですが、そういう考え方ということです。短くはできるけれど、長くはできないという考え方です。

町の意見としては、この際法に合わせ、当初の15日だと厳しいので、30日にしたいとの考えのようです。前回の審議会で、委員からの意見として、「改正後の法に合わせて現行より期限を延長する予定とのことだが、開示請求に対してできるだけ迅速に決定することは請求者の利益に資するという観点からすると、現行より延長することは請求者の利益保護を後退させることになる可能性がある。延長する場合、それを正当化する根拠、必要性を示す必要があるのではないか。」との意見が付されていますが、それを受けて、ご意見等ございますか。

【委員A】

法に合わせて30日+30日の合計60日に延長したいということですが、そこまで必要なのでしょうか。ご意見にあるとおり、なるべく請求者の権利保護を図るため、短い期間に抑えることに検討の余地はないのでしょうか。

【事務局】

現状、15日に間に合わせるようにしていますが、開示するかしないかの審査において、時間がぎりぎりになってしまっていると感じています。仮に30日+30日の60日にしたとしても、請求者は待っていますので、30日の期限まで決定通知を出さないわけではなく、通常の事務処理対応を行うものと考えます。ただ、どうしても審査に時間を要する場合に、ぎりぎりの中で対応する状況をどうにかしたいと考えています。元々の期限が延びれば、延長についてご本人に了解を得るという手続が減るという利点があります。

【委員A】

理屈はわかりますが、20日や25日など、いくつか選択肢はあります。いきなりフルで30日とするのはどうなのでしょう。中間のところは検討しないのですか。

【事務局】

それについてはまだ検討していませんでした。20日でどうかというご意見があれば、検討することもあると思います。

【委員A】

30日というわけでなく、起案・決裁で何日間、その後に審査で何日間という積み上げ方式で考えたときに、このスタイルが合理的な線と見えてくると思います。そこを決定期限として、終わらない場合の延長期限をこのくらいと判断する方が、やはり請求権者の権利保障という点では妥当だと思います。認められているからそのまま積み上げるというのは疑問があります。

【事務局】

今回期限を延ばした背景として、今までは町の条例に基づいて開示・不開示の判断をしていたところ、今後は法に基づいて判断することとなります。町で判断が難しい場合、国の個人情報保護委員会に問合せすることとなります。すると、町だけで決定を下すのが難しい期間が生じることもこちらとしては考えており、期限について多く取らせていただいた状態で、一旦提示させていただきました。ご指摘のとおり、どこがいい線なのかについては、検討の余地があるかと思いますが、こちらで改めて考えたいと思います。

【会長】

説明にあった第三者意見照会や、国の個人情報保護委員会への問合せ、これらは延長の理由にはなりませんよね。当初の期間は、そういう手間のかからない、比較的容易に判断できるものについての決定期間をいいます。事情がある場合には、その理由で30日延長するということができるわけです。元々、国に照会してもすぐに回答は来ないです。また、法解釈ではありますが、町のほうで自主的にできる範囲もあり、第一次的には町で判断するもので、その判断に自信がなく、審議会への諮問や国に照会する等の手続をする場合には、そこで延長

すればいいのです。当初の期間を長く延長しなければならない理由としては、弱いかなと感じました。現に、直近の実績として年間 15 件の請求のうち、延長は 2 件あり、延長しなければいけない場合があるということなのですが、仮に倍の 30 日にして、請求者が早く欲しいと言えば早くしてくれるといますが、外見的には倍になっているので、やはり請求者の利益が後退しているとみられても仕方がないです。早くできるような条件があるのであれば、もう少し期間を短くした方がいいと思います。そして、延長する場合は堂々と延長するという方がいいのではないのでしょうか。さらに、大量請求の場合は特例の延長があり、当初の期間・延長・特例延長の 3 段階あるので、そこまで心配しなくてもよいのではないのでしょうか。

【事務局】

当初の期限を 15 日にしたとして、延長した場合ですが、現行では当初 15 日 + 延長 15 日の最大 30 日なのですが、延長期限については新法の 30 日とし、15 日 + 30 日の最大 45 日とすることの妥当性についてはいかがでしょうか。

【会長】

延長決定期限を法のとおり 30 日とするか、もっと短くするかということですね。現状は延長して最大で 30 日で、現状どおりとするか、短くするか、いかがでしょうか。

【委員 A】

請求者の利益保護の観点からすると、ご意見にもあるとおり、合理的な理由があるかどうか、こういう理由で 30 日取っておきたいという正当な説明がつけばいいのですが、とにかく法で定めている 30 日を取っておきたいというのは、町民目線で見たとときに少々合理性に欠ける。先ほど事務局から延長の理由として挙げられたように、こういう場合がある、こうしなきゃいけない場合がある、だから 30 日必要ということならいいと思います。15 件のうち 2 件が延長という事例から考えても、法の定めるフルの期限を大磯町さんでとるというのは、果たして説得力があるのだろうかという気はします。もっと大規模な自治体で大量に請求があるところもあるわけですね。国の方もそれを見込んでの期限を設定していると思いますので、小規模な自治体であれば、請求者の権利保護を重視し、うちの自治体ではこれくらいで十分というような、ミニマムなラインを考えていく姿勢が必要なのではないのでしょうか。当初を 15 日にして延長を 30 日とすることもありますが、それがどこまで説明がつくかという話ではあると思います。

【事務局】

開示決定について、近隣の二宮町・葉山町・寒川町に状況を聞いてみたところ、元の決定期限はどこも 15 日で、今後は 15 日のままとするところ、30 日と

するところと分かれていました。個人情報の開示請求件数について、大磯町は15件ですが、他所はどれも10件未満だそうです。また個人情報とは異なりますが、情報公開の請求件数について、大磯町は132件ですが、他所は20件から40件ほどでした。同等の規模の自治体ではありますが、大磯は多いというのが実感としてあります。内容も大量に請求されることもあるということは現状として感じています。当初の15日についての皆さんのご意見はわかりませんが、他の町とは数字の部分で違いを感じます。

【会長】

近隣の他市町村の状況ですね。情報提供として、私の知るところですと、神奈川県は当初の15日を維持する予定。延長期限についてはわかりません。川崎市も当初の期限15日を維持するようです。近いところで、逗子市は短く、当初期限は7日で、現行を維持するとのことでした。公平のために違う例をいうと、横浜市は現行14日以内ですが、実際の開示請求に対する実績を見ると、半分以上が延長しているという理由で、当初期限も法のとおり30日にする方向だそうです。かなり多くの自治体で15日とされていますが、現行どおりが多い印象です。

少なくとも当初期限は現行どおりとしておいた方が、町民目線としては適切と私は思います。延長については、現行のままでは難しいケースがあると正当化できる理由があれば、それなりの理屈は付くかと思えます。当初の期限は町民から一番目に見える部分ですので、現行から後退したと思われたい方がいいと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

現状では、事務にかかる日数を積み上げていくと15日で収まる方がケースとしては多いです。委員の皆様がおっしゃるように、新しく条例ができる時に、町民から見て後退しているという印象や、全体を見たときに町が消極的という雰囲気にとられてしまうと困るので、積み上げていくと20日かかるなど、理由をもって当初の決定期限を決めたいです。延長については、明確な根拠を挙げないといけないと思いますが、国の個人情報保護委員会に聴かないといけない場合、時間がかかることが想定されるので、そういった可能性を踏まえて最大で考えていました。町の姿勢としては今までどおり最大限に使うわけではなく、処理できるものは速やかに処理させていただき、審査に時間がかかるものは最大限考慮させていただいて、主張していかなければいけないと思っています。

【委員B】

今30日で提案されていますけど、ここで聞いている議論の中では、理由が薄弱な印象を受けます。町の人が聞いたときにどう思うか、説得できる理由が述べられていないように感じます。

【事務局】

当初の15日、現状で15件の請求のうち13件は決定できている状況があるならば、そこは頑張ろうかなというのの一つあります。今後、第三者意見照会の方は今までと変わらない期間でいけると思いますが、国の委員会へアクセスしたときの返事がどれくらいで来るのかが、現状、見込めない状況です。そこを憂慮して30日とするのか、20日とするのか、色々見込んだ時に15日だと心もとないというのが、事務担当としてはあります。これからの制度で見えない部分もあるので、延長については少し憂慮させていただいて、わかり次第速やかに決定を出していくことを、ご理解いただけないか探っていきたいと思えます。返事がないために再延長するというのも、請求者を何度もお待たせしてしまうことになるので、延長30日で見させてもらって、活用していきたいという思いがあります。

前回ご意見いただいて、事務局としての考えをお示しした上で、他の委員の皆様がどうお考えなのかお伺いできればと、本日議題に挙げさせていただきました。また、最終的に15日にするのか、30日にするのか、その他の日数にするのか、合理的な理由と合わせて町の方で検討していきたいと思えます。次回の審議会では条例案について諮問させていただく予定なので、それまでに町の考えを整理していきたいと思えます。

【会長】

この後、パブコメを条例案の作成と並行して実施するとのことですが、パブコメに対してどういう条例案の書き方をするのでしょうか。複数案を提出するのか、原案に対し賛成か反対か、そこはどうお考えですか。

【事務局】

町としては、原則何日、延長何日という形でお出ししたいが、まとめきれるか不安はあります。できれば、実際にこれぐらいの日数を要するとして、「30日」や「20日」等とご提示したいです。

【会長】

今日の審議会については答申をまとめる必要はあるのか、それとも意見聴取なのでしょうか。

【事務局】

今日については意見聴取として、次回の審議会の時に諮問させていただくので、それに対して審議会のご意見をいただきたいと考えています。

【会長】

では、確定的な結論を出さなくてもよいということですね。細かい部分ですが、いつから起算するかについて、現行の条例だと請求があった日から起算していますが、法律の方は初日を入れなくて、翌日から起算しています。なので、仮に法律のとおり初日不算入で翌日から起算する場合、厳密に言うと、現行ど

おりということとは14日となります。この点についてはどう考えていますか。

【事務局】

実質15日という現行条例の考え方を基本としていくものと考えます。

【会長】

延長となると1日の違いも大きいかもしれませんが、15日といっても土日も含めるので、15日丸々使えるわけではないですし、個人的にはどちらでもいいかと思えます。審議会の意見として持ち帰り、検討いただくということによろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

(3) 審議会への諮問案件について

ア 審議会への諮問の可否について

イ 過去に諮問した案件について

(ア) 概要説明

事務局より資料に基づき説明

(イ) 質疑応答

【会長】

従来、条例に基づいて審議会に諮問していた案件について、改正法の元では、典型的に諮問することはできず、特に必要な場合については諮問してもいいとなっています。前回の書面会議の時に提示された原案ですと、個人情報の取得や外部提供、オンライン結合について審議会に諮問することができないということで、それ以外の運用上の問題について、特に必要な場合にのみ審議会に諮る形になるという考え方でした。これは当審議会の重要な役割であり、関心事です。また、従来、個別に諮問された案件について、資料3で検討していただいた結果、大部分が法令の定める事務で、相当な理由があるときに該当することです。資料3について、ご質問等がありますか。

【委員】

意見なし。

【会長】

番号1の弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対する報告について、時折、弁護士会からの個人情報の提供の求めがあることに即して、過去の審議会に諮問していました。強制力はないが法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要があるとして、法令に基づく場合に該当するとありますが、果たして本当にそうなのか、私は疑問です。番号2の裁判所の求めによる報告については、刑事訴

訟法・民事訴訟法の法令に基づく場合に該当するとして、基本的には応ずるべきだと思いますが、弁護士会からの照会については、日弁連からは異論が出ていますが、これは是々非々の問題で、必ずしも応答しなくていい場合があるのではないのでしょうか。裁判を抱えている弁護士は、弁護士会を通じて請求してくるのですが、中身は玉石混交で、色々なものが入っています。例えば、DVの問題で裁判になっていて、DV被害者の居所を探索するために弁護士を通じて請求するといった例が中にはあります。それに対して回答する、提供するのは相当慎重にならなければならない。裁判所からの請求とは異なり、法令に基づく場合に該当するとしないう方が私はよいと思う。似たようなことは司法警察機関からの捜査照会においても、人権問題により、場合によっては提供を控える、提供の範囲を限定する等の対応も考えられ、法令に基づくからと言って必ずしも提供するものとするのは、適切でないのではないかと思います。所管課の現場の判断が大切と感じます。

もう一点、番号49の学校教育課で、児童の指導要録を神奈川県警察に提供する場合が書いてありますが、これを「法令の定める事務で相当な理由があるときに該当する」と言ってしまってよいのか、広すぎると何でも入ってしまいます。指導要録を提供するのは行き過ぎかと思えますし、これも所管課が責任をもって判断するもので、求められたら常に提供するというものではないです。指導要録を提供するという法令はないですね。このように、「法令の定める事務」というのは非常に広範であって、なかなか判断がつきにくいものも多いため、従来は審議会に諮っていました。審議会に諮らない場合に、所管課で適切に判断できるのか、所管課に広い裁量があって、それを適切に行使できるのでしょうか。法の建前としては、国に照会すればよいとありますが、法の解釈は国が行うと言っていますが、必ずしもそうではないし、特に条例の根拠・解釈については自治体が行うもので、国に解釈を言われるものではありません。国の個人情報保護委員会が一元的に管理するといっても、実際は無理だと思います。1,800もある自治体の照会に対応するキャパシティはないので、照会しても大した返事はないと思う。そうして判断できないとなった場合に、何らかの判断基準をあらかじめ設けておき、その内容は審議会に諮る。判断が難しい個別の問題は、諮問を義務付けるのではなく、必要であって諮問できるようにしておくのがいいと思います。法の解釈が関係していて、判断に自信がない場合は、審議会に専門家がいれば判断を仰ぐことができますし、安心できるかと思えます。義務付けはできないので、要件にはしませんが、積極的に諮問しようとするれば諮問できるものであり、妨げられていないので、そこは遠慮しないで諮問していただきたいと私は思います。

国が示しているQ&Aに法的拘束力はないので、地方自治法という技術的助言として言われているので、表現は取扱いできないと言っていますけれど、国の

見解に過ぎません。地方自治において、個人情報取扱いの自治体の自治事務ですから、問題があっても国は責任を取ってくれないので、自治体が責任を負うわけですから、ある程度自治体の判断を残しておく方がいいのではないのでしょうか。所管課で全部考えるとなると、色々と問題が生じることが心配されますが、いかがでしょうか。

直接条例に規定を設けることはできませんが、審議会に諮問できるということを確認的に書いておくか。他の自治体の例では所管課の判断について審議会に事後報告するというのがあります。事前の要件化はだめだけれども、事後報告を義務付けるという議論をしているところもあります。これについては国も違法ではないと言っているのではないのでしょうか。事後報告するくらいなら事前に聴いてしまった方がいいとも思いますが。

【事務局】

意見聴取ということですね。こちらの認識の中では、色々な自治体がローカルのルールを作っている中で、国が全国统一にするというのが今回の改正の背景にあり、審議会で個別の審議をすることは、国は嫌なのだろうと思っています。各自治体でローカルルールができてしまうのだったら、国に聴いてくれとしたいのでしょうか。だから Q&A には適当でないという形で書かれているのだと思います。けれど、全ての自治体がこれはどうかと国に聴いたときに全てに回答しきれぬのか、開示請求でも非開示判断を期限までに回答が欲しいと国に照会した時に、対応しきれぬのかと考えるとどうなのかは疑問です。全国どこも同じ取扱いにしたいというのはわかりますが、今の法のやろうとしている仕組みでできるのでしょうか。請求が来ているのは町なので、判断を仰いでいる状態といっても、最終的に困るのは自治体です。近い将来に見直しが出てくる可能性も個人的には考えています。ただ、法的解釈を審議会に諮ることはできないと言われている状況なので、国に言っても返事は来ない、どうにも決めかねるとなったときに、最後どうするのかというのはあります。国が返事を出す仕組みを作るのであれば、我々自治体はお任せして聴いていくこともできますが、最終的には自治体判断だとなってしまうと、全国统一にしたかったのではないのか、となりますし、線引きが難しいです。

【会長】

おっしゃるとおり、国は全国统一にしたいようなので、勝手に自治体が判断することは困るという観点から、様々な指針を出していますが、仮に一斉に自治体が照会したら返事は返ってこないでしょう。

【事務局】

同じ案件でも、照会する自治体と照会しない自治体があって、照会しない自治体は自分たちの経験則で判断して、それと照会した団体が国からもらった回答と違えば、結局統一が図れていなかったことになってしまいます。おそらく、

最終的に条例なので町で判断してとなったとしても、運用のスタートなので、法を守らなくてはならないとなったときに、それをあえて国に求めるかどうかは別の話で、今までの審議会のように意見を参考に町が判断してしまったと言え、それで終わってしまうのかもしれませんが、先を見越して、国はしばらくしたら自治体に諮問機関を設けるように言うかもしれませんが、慎重に考えたいと思います。

当面は、国の言うとおりのやり方でないといけないのだろうとは思っています。実際、町の運用がどうなるのかとなったときに、自治体ごとに差が出てはいけないので、国の要請に従って、国の委員会に照会をして判断を仰いで対応するのですが、実務に置き換えたときに立ち行かない事態が起きて、国が制度を変えるまでの間で、困るのは請求者と自治体なのではと懸念しています。

【会長】

できるだけ法律の文言に忠実に解釈するとして、国の Q&A は参考程度にとどめておいた方がよいかと思います。国は、典型的に諮問を要件とすることはだめだと言っているので、そこにあてはまらず、特に必要だと自治体が判断すれば諮問できるわけです。例えば今までに事例のない新しい事業に挑戦するときや、要配慮個人情報が入っているから慎重を期したい等も理由になります。自治体として少し手を広げて解釈すれば、諮問できるわけです。そういう形で、所管課が判断に迷う場合は諮問することが望ましいと、庁内で意思統一して運用ルールを作っておけば、条例上はできるというように何とか切り抜けられないかと、あちこちの自治体で検討している状況だそうです。国の言い分どおり審議会は個別の事案に関わらないとしてしまうと、今後ちょっと苦しいかと思っています。

【事務局】

例えば新しい事業を行うような場合に、法第 69 条の法解釈については、国の示す部分がありますが、個人情報の本人の同意の取得方法や、その後の文書や情報の流れですとか、具体的な手法については確認したく、万全を期すために審議会に聴いておきたいというのは可能だと思います。そういった運用を含めて、今後も審議会に諮る価値を残しておきつつ、法解釈そのものではなく、確認として大丈夫というご意見はそこでお伺いできるかもしれませんが。だからどうというのではなく、共通認識で、これは大丈夫というように。そして、具体的な手法や本人の同意の取得方法については、審議会の中で聴いていきたいと考えています。国から新しい事業をやるとか、オンラインでこういうことをやるので自治体もこうしてほしいというような、上から降りてくる場合は、事前に審議会に聴くことは少なくなると思うのですが、町が新しい事業をやるにあたって運用等を定めていくときに、諮問できるとよいと思います。

【会長】

そういう仕分けの必要がありますね。従来、諮問に挙げたものでも、過去に類型で認めているのであれば、改めて諮問する必要はない場合も多いでしょうが、そうではない場合も出るでしょうから、国の法令改正で一元的にこうしてくださいとなっている場合でないとき、例えば、提供する際の配慮はどうするかということについて、独自の考え方はあり得るのではないかという問題について意見を聴いてみようというように。そのように仕分けをする基準を、内規的に検討した方がいいと思います。内部基準みたいなものを審議会に諮問してもよいわけです。そういうことで、審議会を活用する余地を残した方がいいと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

(4) その他

ア 概要説明

事務局より資料に基づき説明

イ 質疑応答

【委員B】

12月議会の上程予定ですか。

【事務局】

12月議会に上程の予定です。

【会長】

条例案を作成されるということで、条例の名前についてですが、国のモデル条文は『個人情報保護法施行条例』となっています。「施行条例」という名前をつけるかどうかなのですが、例えば『番号法施行条例』のように、国の事務のお手伝いのような、国の事務が基本で、自治体も番号を利用するという場合であれば、「施行条例」として、補助的に条例を制定する形でふさわしいのかもしれない。今回の場合は、『個人情報保護法施行条例』という体裁だと、個人情報保護法が直接自治体に適用されますから、それに対して補充的なことだけを書いているという印象です。それだとあまり自治体の主体性が見えないという気がしますので、名称としては現行どおり『個人情報保護条例』の方が、むしろ自治体の主体性や自主性を表すと思いますし、目的規定で単に法の施行に必要な事項を定めるというだけでなく、現行条例に書いてあるような普遍的な規定を謳っておく意義があるのではないのでしょうか。第1条にある個人の尊厳や基本的人権、公正で民主的な町政の推進など、そういう理念は残しておいた方がいいのではないかと思います。単に法の施行に伴う条例の制定だけの目的規定だとちょっとさびしい気がするので、ご検討いただければと思います。あくまで個人情報の保護は自治体の自治事務であり、法定ではあるけれど、国

の事務を付託されているわけではないので、そういう精神を表すような名称だとすると、今までどおりの『個人情報保護条例』とする方がよいのではないかという意見です。中身を見ればわかるのですが、あまりにも国の縛りがきつくて、もう少し自由にやらせてもらってもいいのではないかと思い、せめて名称くらい自治体としての気概を見せてもいいのではないかということ、一つご検討いただけたらと思います。

4 議題 令和3年度個人情報保護制度運用状況報告について

(1) 報告

事務局より資料に基づいて説明

(2) 質疑応答

【会長】

5の開示の請求一覧というところで、一部開示という場合に、不開示の理由を書いた方がよいのではないのでしょうか。どの理由で不開示・一部開示になっているか、条例の不開示事項の項目を挙げているとわかりやすいと思います。とりわけ、他者の個人情報のため開示できないこと以外にどういう理由なのか、知れるとよいと思います。

【事務局】

わかりました。

5 その他

事務局から次回の日程調整について連絡

6 閉会